

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和6年12月19日(木)			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午前11時26分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 淵 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐 藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 千 葉 大 作	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	なし			
参考人	岩手県教職員組合県南支部 書記長 佐藤智也 氏			
本日の会議に付した事件	<p>請願審査</p> <p>(1) 請願第6号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願について</p>			
議事の経過	別紙のとおり			

# 教育民生常任委員会記録

令和6年12月19日

(午前10時00分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

請願審査を行います。

請願第6号、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願についてを議題とします。

12月3日の委員会で紹介議員から請願の趣旨説明を受け、質疑を行い、12月9日の委員会で教育委員会への質疑を行いました。

本日は、請願者である岩手県教職員組合県南支部の書記長である佐藤さんを参考人として呼びいたしました。

これより、参考人から意見を伺います。

参考人、簡単に自己紹介と請願の説明をお願いします。

参考人 : 岩手県教職員組合県南支部書記長の佐藤智也と申します。

本日は、説明の機会を与您いただき大変ありがとうございます。

請願の趣旨について、簡単に説明させていただきたいと思えます。

請願事項は2つありまして、1点目、「給特法の廃止及び適正な時間外勤務手当の支給を行うこと」についての説明をまず申し上げます。

まず、そもそもなぜこのタイミングでということですが、今年この請願を出したのかというところも併せてお話しいたしますと、給特法については、以前からその在り方は議論されてきているところではあるのですけれども、中央教育審議会の特別部会が、今年5月に教員の働き方改革や処遇改善に関する審議結果をまとめ、パブリックコメントを行ったことで、給特法に関わる部分について大きく動き出したのが今年でした。

パブリックコメントをしながら、中央教育審議会の答申がつくられているわけですが、やはりこのタイミングで教職員組合としては、その在り方について一石を投げたいという思いがありまして、このタイミングでの請願という形になっております。

もう1点申し述べますと、給特法を廃止するということは、教員には適用されていない、除外されている労働基準法第36条、第37条を適用して、時間外勤務手当の支給を行うという考え方になるのですけれども、これは労働時間に見合った給料の支給を求めるものと捉えられがちですけれども、本質的なところは、教員を労働者としてみなしてほしいという部分が一番であります。

つまり現状がどうなっているかといいますと、長時間労働を強いられている教職員が

非常に多い状況は依然として変わっておりません。

それによって家庭を犠牲にしている教員、ひどいケースだと命を犠牲にしている教員が多くありますので、やはり労働者ということで、本当に適正な勤務時間、労働時間で働くという状況をつくっていただきたいということでの、給特法の廃止という請願になっております。

ですので、これについては、請願事項の(2)とセットになって進められるものであるというように考えます。

つまり給特法を廃止するだけでは、教員の働き方そのものは変わらないので、ただ単に時間外勤務手当を支給する、莫大な支給額になると思うのですが、で終わってしまい、結局、長時間労働は変わらないので、家庭や命を犠牲にする教員は依然として変わらない状況が続くということは、容易に予想されますので、請願事項の(2)の「文部科学省のできる業務削減を進めること」というところを併せて請願させていただいているところになります。

簡単であります、以上が趣旨になります。

よろしくをお願いします。

委員長 : ありがとうございます。

参考人への質疑に入りますが、質疑、答弁の際は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

また、参考人は委員に対し、質疑をすることができませんので、あらかじめ御了承願います。

これより質疑に入ります。

菅原委員。

菅原委員 : 今日は御足労いただきましてありがとうございます。

先ほど御説明にあった、中央教育審議会が5月に教員の働き方改革に関して、中央教育審議会の話になって申し訳ないですが、どのようにまとめられているのか、もし御存じでしたら教えていただきたいと思います。

委員長 : 参考人。

参考人 : 中央教育審議会については、今年の8月に答申が出たところであります。

私も、完全に把握しているわけではないのですが、教員の現状、働き方の現状に問題があるということが大前提になって答申がまとめられておりました。

ただ具体的に、要するに業務を、文部科学省としては分類ごとに、つまり教員がやらなければならないもの、教員でなくてもいいもの、地域で行うものということで分類して、それを実践するというを大きく打ち出しているのですが、肝腎の教員1人当たりの業務量が大変多いのに対しては、そこに人員を増員するとか、そういった視点ではなくて、あくまでも現状の教員の数で、削減をしていくという視点での答申になっていたと私は記憶しております。

今資料がないので、ちょっと説明がこの程度になってしまいます。

いずれなかなか大きく改善が見込めるものはないというのが、現場の教職員の考えになります。

以上です。

委員長：菅原委員。

菅原委員：もう1つ質問は、命を犠牲にして働いていらっしゃるというお言葉があったのですが、そのことについて詳しく何か具体的に御存じでしたら、御紹介いただきたいと思います。

委員長：参考人。

参考人：今年は現職死亡というのは把握していませんが、昨年は一関地区でお1人が亡くなられています。

一昨年は、胆江地区でもお1人亡くなられています。

特に一昨年亡くなられた方は学校公開ということで、学校の中で研究授業とか、授業に向けた準備とかというのが重なっていた時期でして、ただその方は体調が悪いというのが実はあったのですけれども、病院に行く時間が確保できずに、仕事のほうを優先していたというか、その方が仕事をしないと学校が回らなくなってしまうという使命感がありまして、病院に行かないで仕事をするという選択を続けていたところ、病状が悪化し、亡くなってしまったというのは聞いていました。

昨年の一関地区の現職死亡の方は現任校での働き方は夕方7時ぐらいに平均して帰っていたということで、それでも遅いと思うのですけれども、その前の学校ではもっと遅くまで勤務をしていたということで、やはり積み重なってきたものがあると思います。

あとは他県の話になりますと、最近では、中学校3年生、いわゆる進路に関する学年を担当していた方が、日々の授業に加えて進路に関する指導であったりとか、あとは土日の部活動指導で、3連休があったとすれば2日半は遠征だったり練習だったり、時間が取られてしまって、体力的にもどんどん辛くなってきて、病死のほうに向かっていったというのは、富山県のほうで実際にあったということです。

その方は家庭のほうもやはり犠牲にされていました。

小さいお子さんがいるのですけれども、平日帰る時間は遅い、土日はいない。

もっと言うと、第2子が妻のお腹の中にいらっしやった中で死んでしまったということで、そういった状況ということで、それは亡くなっていないとしても、そういう状況の御家庭は多くあると予想されます。

私もその1人であったと思いますけれども。

委員長：門馬委員。

門馬委員：教職調整額は教員の特殊性ということで今は4%で、時間外ではないという考え方で、この教員の特殊性とはどういうことでそのように言われて、そのような調整額に

なったのかそこを知りたいです。

それから2点目、長期休業中の勤務内容ですけれども、当然、先生方も夏季休暇なり、年末年始のお休みは取ると思いますし、あとは子供たちを相手にしているので、通常、病気でもない限り、年次はあまり取らないと思います。

それを除いた場合の勤務体制というか、その辺を教えてください。

それからこの給特法ですけれども、以前は改正という形で来ていたと思いますが、これの廃止という考え方について、3点目として教えてもらいたいと思います。

それから4点目、その在校等時間45時間ということですが、この教員の勤務実態調査では何時間という数字が出てきているのですが、こういったものは実質的にはこれも含まれている内容なのかということをお教えいただきたいと思います。

以上4点です。

委員長：参考人。

参考人：それは4点御質問いただいた点について、回答させていただきます。

1点目ですけれども、教員になぜ教職調整額があるのかということですが、そもそも教員の特殊性になりますが、どこまでが勤務でどこからが自発的な勤務か、縛ることが難しいというのが教員の勤務の特殊性だと思います。

例えば、勤務時間が午前8時15分から午後4時45分までとすると、例えば保護者対応ということで、突発的にその日の17時から18時に、保護者の方をお呼びして、お子さんのことで相談をする時間であったり、例えば土曜日の午前9時から正午まで部活動指導、顧問として対応するということになれば、その3時間は自発的にと言ったらあれですけれども、指導せざるを得ない状況ではあります。

なかなか時間で、例えば土曜日だから完全に勤務をさせられないという状況をつくれないように今なっております、そういうのが積み重なっていくと、どこまでを勤務として、どこからが勤務外の業務なのか、なかなか区別がつきづらいというのが、いわゆる特殊性というところで、それであれば残業というか、時間外勤務の概念が適用しづらいというところで、であれば一律に教職調整額という形で対応しようというのがこの給特法ができたときの背景になります。

いわゆるその残業時間といいますか、時間外勤務時間が週あたり2時間、月に換算すると4週間分で8時間が平均的な時間外勤務とみなされ、それに相当するのが4%だろうというところでの教職調整額ということで、そのときに制定されたものというように記憶しております。

その教員の勤務の特殊性というのは、いわゆる突発的なものに対応する部分が多かったりとか、時間で区切れない部分というのはやはりあるので、そういった考え方に至ったのだということで理解しております。

2点目、私、間違えて言ったら後で御指摘いただきたいのですが、夏季などの長期休業中の教員の勤務について、例えば、中学校でしたら部活動がある時間はそこに帯同するという業務もありますし、あとは小中学校ですとその学期の児童生徒の取組の様子をまとめる作業、通知表にはまとめて保護者にお出しをしますのでけれども、今度は指導

要録ということで1年間どのような活動をしたのかとか、そういったことをまとめる作業もありまして、そちらのほうは長期休業中に進めるということをしております。

また次の学期の授業の準備であったり、児童生徒の行事の準備であったり、そういったものをしなければならないこともありますし、あと、児童生徒、小学校の様子は詳しく分からないですが、中学校ですと進路指導ということで中学生を学校に呼んで、面接の練習をしたり、入学願書の書き方の指導やチェックをしたり、そういったものが入ってきますので、結果としては勤務時間、午前8時15分から午後4時45分までであるとなれば、長期休業中はそのようなことに使っていることが多くなります。

ただし、児童生徒が学校に来ない分、そちらの事務作業がすごく進みますので、その期間は時間外勤務をしないで帰れることは多いです。

長期休業中であれば時間外勤務は少ないと考えていただいてもいいと思います。

もちろん夏季休暇や年末年始休暇はしっかりと休まれる方が多いと思いますが、中には部活動の遠征などがその時期に入ってきて、それに対応する方もいますので、一概に全員が休んでいるわけではないということは申し述べます。

3点目の給特法の改正ではなくて廃止という部分ですけれども、これまでも改正はされてきてまして、給特法については前回改正されたときは上限規制が設けられたのです。

月45時間までにしましょうとか、年間360時間までにしましょうといったガイドラインが示されたのですけれども、ただそこには法的拘束力は働いていませんので、そのラインは示されたけれども、意識はするようにはなったのですけれども、実際に勤務時間が減ったわけではないので、いわゆる拘束力がないというところで、改正ではなくて廃止という形を強く求めているということで、御理解いただければと思っております。

4点目が、勤務実態調査を毎年文部科学省のほうで行っておりますが、そちらのほうで、月45時間に含まれているのかという部分で、簡単に言うと全部含まれております。

含まれていない部分があるとすれば持ち帰りの勤務記録、いわゆる家でプリントの丸つけをすとか、授業の準備のためにワークシートを作成すとか、そういった部分となります。

それについては含まれていないので、そこが問題になることも、そこが指摘されることもしばしばあります。

小さいお子さんを抱えている御家庭では、午後5時ぐらいに職場を出てお子さんの世話をし、お子さんが寝た後に残っている仕事をしたという、ただその部分はカウントされていないということで、実質的には早く帰っても家で仕事をしているところが反映されないというところは、よく問題には上がってきております。

そういったところは除かれていることが多いですが、基本的な勤務実態調査の時間はこの45時間だったり80時間というところに含まれてのカウントになっています。

以上でございます。

委員長：門馬委員。

門馬委員：確認ですが、結果的に教職調整額は4%で抑えられていて、その4%というのは、例えば、30万円の本俸の人だと、1万2,000円ということですよ。

そうすると1万2,000円で先ほど言った45時間、実態的にはカウントされているということですが、実態が多いとすれば、月45時間なり何十時間を1万2,000円でやっているという考え方でいいのでしょうか。

委員長：参考人。

参考人：それについて、数字としては本当にその考えのとおりになります。

例えば、教職調整額が4%で、月1万2,000円とすれば、それを月45時間で割ると、その時給はという考え方をすると300円程度なのかと。

本当にその考え方のとおりになります。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：項目が多いので、1つずつということでよろしく御協力をお願いします。

今日は本当にありがとうございます。

請願書を中心にお聞きしたいことがあるのですが、「実質的には教職調整額相当額以上の残業をしているにもかかわらず、適正な時間外勤務手当が支給されていません」とありますが、一関市内の小中学校の場合、先日、教育委員会に聞いたら、勤務時間は7時間45分あって、それ以外の部分は俗に言う時間外、残業といえますか、残業という言葉は当てはまらないのでしょうかけれども、それぞれの小学校、中学校でどのくらい、一般論で言う時間外は何時間くらい平均でやっているのか教えていただきたいと思えます。

委員長：参考人。

参考人：一関市内のお話ですが、労働安全衛生委員会というのを年に2回、一関市では実施しております。

そこで、一関市教育委員会から時間外勤務の状況については公表されておまして、私はその委員ではないので、組合員では委員がいるのですが、資料は職場にあるのですが、ちょっと持って来ればよかったのですが、今は手元に資料がないので正確な数字は答えるのが難しい、即答できません。

一関市でないとすれば、簡単に言いますと小学校も中学校も結構似通っているところがありまして、1週当たり大体15時間の時間外勤務という数値が出ておりますので、単純に月にすると、4倍すると、平均で60時間になります。

人によっては抱えている分掌が違いますので、それこそ児童会担当、生徒会担当の方であれば、本当に80時間、90時間、100時間というように多くなる方もいますし、中には分掌が少ない方、それこそ部活動も、土日の活動がない部活動顧問であれば、月20時間、30時間という時間外勤務という方もいますので、平均すると60時間程度ですが、人によって結構ばらつきがある。

あとは、一関市においても、結構全国と岩手県とさほど差はないようですので、同じ

ような数字になっていると思います。

若干、中学校のほうが多いようです。

週当たり1時間ぐらい、部活動があるせいなのか、少し多い傾向です。

以上です。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：平成31年度に中央教育審議会が文部科学省に対して答申したその業務の3分類という一つの考え方を提示して、実際の一般企業と違って学校の先生たちのその時間外の掌握の仕方が非常に難しい、先ほど参考人がおっしゃったように、午後5時以降、家に、子供たちのいろいろなテストを持ち帰って評価を何とかというお話がありましたけれども、結局それは、基本的には先生の仕事と分類されているのですが、その分類、時間外をはっきり捉えられないという状況の中で、大体月平均60時間ぐらいとおっしゃった根拠といたしますのは、残業時間の捉え方の基準をお聞きしたいと思います。

委員長：参考人。

参考人：教員の時間外勤務の把握については、確認する分類があります。

超過勤務時間に会議をしていた時間、時間外に部活動していた時間、時間外に生徒対応していた時間、時間外に保護者対応していた時間ということで、分類がありまして、そこで教員のほうで、例えば、午後6時から午後8時までPTAの会議がありましたと言えば、その部分は時間外勤務時間を記録していくという形になっていきます。

ですので、トータルすると、業務とみなされる時間が正確に出てくるのです。

一関市では実施していないのですけれども、例えば奥州市ですと持ち帰って業務した時間、それこそプリントの丸つけをした時間はどれくらいかというのも、しっかりと各教員に確認して、それを入力する部分がありますので、そこで差があるのです。

市町村によって違いがあつて、奥州市ではそういうことはやっていて、それも合わせてトータル月何時間というように算定が出てきますので、いわゆるその根拠となる部分は、そういった時間外に分類されているものに対して、それぞれどれぐらいやっていたかというのをこちらもちきちんと報告しますので、それをまとめております。

つかみづらいところがあるのについては、カウントできない、カウントできないというのもあるのですけれども、カウントしづらいところがあるのです。

例えば、午後6時半とかに帰宅する途中で、生徒が家に帰っていないでたむろしているとか、そういったところで10分、15分対応することがあると思うのですけれども、例えばそれがカウントされなかったりとか、カウントしづらかったりとか、学校を出ている時間なので、持ち帰りの仕事に入るのか、入ると思うのですけれども、ただそれもカウントされていなかったりするので、そういった意味では、カウントされていない部分もあるとは思いますが、大体学校にいる時間で行われている分については、どこの市町村でもカウントされているという状況です。

委員長 : 岩渕委員。

岩渕委員 : そうしますと、校長先生の考え方でばらつきがあるということになるのですか。

委員長 : 参考人。

参考人 : そのとおりです。

市町村ごとにばらつきがあるのですが、今年一関市のケースですと、一関市教育委員会からは学校で時間外に勤務しているとみなすものについては報告するようにという指示が出ていたのです。

つまり、例えば、簡単に言いますと、土曜日に教員が学校に来て、授業の準備をしてプリントづくりをしているとか、食事をしている時間もあるので、もっと言うと、ちょっと休憩ということで読書する方もいるわけです。

そうなったときに、その食事とか読書の時間を抜かないといけないわけです。

そうすると純粹にそのプリントをつくった時間というのが、いわゆる申請対象になってくるのですけれども、ただ、学校によっては管理職、校長、副校長の判断で、その部活動は自主的な活動という認識をされる校長がいて、そこが学校によって、部活動が申請対象になっている学校とならなかった学校が今年混在していたので、そこは私のほうでもずっと一関市教育委員会ともやり取りして、一関市教育委員会としてはそういう認識はないのですけれども、それは当然その部活動指導は勤務に相当するというので、通知を出しているのですが、校長の受け取りによっては、自発的に指導したという認識をされる方もいたので、ばらつきが出ていました。

委員長 : 岩渕委員。

岩渕委員 : そうしますと文部科学省が言っている業務3分類をベースに、それが一つの基本的な考え方になるのでしょうかけれども、今のお話を聞くと管理者である校長の考え方、随分ばらつきがあるとちょっと実感しました。

それから請願書に戻りますけれども、給特法の適用の教員については、上限を守らない状態が放置されていますとありますが、上限を守らない状態というのは、これの主語は、先生なのか、管理者である校長なのか、ここはどういうことを言われているのかお聞きしたい。

委員長 : 参考人。

参考人 : 上限を守らないという、いわゆる給特法適用の教員が上限を守っていない現状というのは厳密に言いますと、責任の所在は管理職ですので、いわゆるその自分の所属の学校の教員が例えば45時間を超えて勤務をしているときに、本来管理職としては、あなたの業務はこの業務はこの方にお願ひしましょうと。

だからあなたはこれ以上、時間外勤務をさせられませんということを管理職の方が管

理していく部分ですので、最終的には管理職に責任の所在がありますが、実際問題としては、そういう声掛けをされている管理職はほとんどいらっしゃらないです。

ですので、今月 45 時間、60 時間という勤務になっていますので、早く帰ってくださいという言い方をするのですけれども、あなたのこの業務はこうしましょうとかという発言はほとんど見られないです。

だから、私としては、あなたはこれ以上、土日の部活動の指導はできませんとか、きっちりと行っていただければすごくいいのですけれども、そういった方はやはりいらっしゃらなくて、子供たちが土曜日、部活動に来るからそこに行っていたきたいという、命令はできないのですけれども、自発的に行っていただくという形を取っているのだと思うのです。

時間が上限に達したとしても、特に罰則がないので、上限を超えたとしても、管理職もちょっと目をつぶっていると云ったら言い方が悪いのですけれども、そのままにしているケースが多いです。

委員長 : 岩淵委員。

岩淵委員 : 「具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません」と書かれていますが、先ほどの国が言っている 3 分類にしているところ、現場の肌感覚としては、これにのっとなって、平成 31 年以降、大分改善をされてきているのか。

残業と仮に表現した場合、平均で月 60 時間ぐらいの現状とおっしゃっていましたが、この 3 分類で、これは学校の仕事、これは先生の仕事、これは学校、先生の仕事でもないと分かっているのではないですか。

それを何とか改善してこのところについては、地域の方、ボランティアにお願いしましょうとか、こっちを何とかこういう人をお願いしましょうとか、少しずつですけれどもなりつつありますよね。

そうすると、この 3 つに分けて、業務削減をしていこう、削減するために新たにこういう人を投入していこう、学校サポーターなど様々ありますよね。

そういう人たちがやってきて、効果は出ているという、その辺はどういう肌感覚で、捉えているのですか、そこを教えてください。

委員長 : 参考人。

参考人 : まずその 3 分類の話が昨年あたりから結構強く出てきていると思っているのですが、私が聞いている現場の声としては、例えば 3 分類で、必ずしも教員がやらなくてもいい部分については地域の方をお願いしていると言われますが、そこが変わったというのを聞いたことがなくて、つまり放課後とか朝の街頭指導は依然として教職員の方も、学校外に出て、児童生徒対応といえますか、見守りといえますか、対応は続けていると聞いています。

部活動については、一関市は地域移行をかなり進めているほうだと思うのですが、た

だ実態としては、指導者が確保できずにどうしても教員が行かなければならない。

また、地域移行の段階ですけれども、合同チームで夜練習しますとなったときに、各学校の顧問の先生が行かなければならない状況というのは依然としてあるようです。

形としては地域移行化してきているのですが、実態として教員が完全に関わらなくていい状況になっているかというところではない、もっと言うと調整しなければいけない部分が増えてきている。

まだ始まったばかりなのでということをおっしゃるのですけれども、その連絡調整で余計に負担が増えている部分もあるということなどを考えますと、分類はしていますが、学校によってその分類どおりにやろうとしている学校もあれば、その分類はあるけれども、以前どおりにやっているところもあるので、文部科学省がもっと徹底させるような動きがあれば、もうちょっと強烈に何かがあれば変わるのかもしれないですが、現状としては大きく変わっていない。

つまり、時間外労働のところも大きく減っていない、肌感覚としてはそのようになります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：先ほど、労働基準法第36条、第37条の適用のところ、強くおっしゃっていましたが、この第36条、第37条の使用者というところは、学校現場に当てはめれば、校長に当たるのですか。

委員長：参考人。

参考人：校長です。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：分かりました。  
以上です。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：先生方が、いろいろな面でゆとりがないと子供の指導とかにもすごく影響してきますし、教員不足というところも、教員になりたいという人が少なくなっているというところにも影響してきていると思っています。

最近、学校現場では、パソコンを使っただけの出退勤ですとか、通知表をつけたりとか、教育長からはそういうことが最初慣れるまでは少しあれだけでも、だんだん時間が削減できてくるのではないかという話もありましたが、そのことについて先生方はどう思っているか。

給特法の廃止ということと本当は教員の増員というか、増やしてほしいというところ

につながると思うのですけれども、今回は給特法の廃止及び適正な時間外の勤務ということですが、教職員の増員は請願しなくていいのですか。

委員長 : 参考人。

参考人 : 2点、御質問があったと思うので回答させていただきます。

今年、一関市では校務支援システムという名称のものが導入されています。

これは岩手県教育委員会のほうで、岩手県で統一したものを導入しようということで始まっています。

一関市は今年の4月から導入されたのですけれども、県南ですと平泉町、奥州市、金ケ崎町は、来年の導入、再来年の導入ということで、まだ足並みがそろっていないのですが、順次導入されていき3年後には、全県で同じシステムの運用になります。

それを使っての出退勤の記録、通知表についても全県で統一されたものを使っての作成になりますので、長い目で見れば、そこは徐々にやりやすくなっていくと思います。

理由としては、先生方も転勤があるので、学校ごとに様式が、今までだと通知表も違っていたので、行くたびにその学校の通知表の様式に合わせて対応していたのですけれども、3年後以降はどこの学校に行っても、同じ様式の通知表の作業になりますので、そこについては長い目で見ればすごく負担としては減ると思います。

あわせて、児童生徒の岩手県内の転出入であれば、今までだったら様式は同じですが、中身が結構学校ごとに違っていて、それを転出先の学校に提出していたのですけれども、今度はデータ上でやり取りができますので、提出の必要もなくなるというか、通知表なり指導要録なりが引き継がれますので、そこについてはすごく簡素化されると思っていました。

ですので、特に今年の一関市内の先生方は導入のところで、難しいものに対して説明が少なかったりしてかなり苦しい思いをされていました。

今年の声はそうですが、来年、再来年もまだ続くと思いますが、5年後、10年後を考えると、結構トータルで見れば、やりやすくなると思います。

それが1点目です。

2点目、給特法を廃止することと教員の増員のセットの請願にならないのかということですが、本当は請願したいのですけれども、文部科学省のほうで業務削減を進めないで教員枠を増やしても、先ほどおっしゃったとおり志願者が少ない状況ですから、枠を増やしても、そこに応募するというか、志願する方が今いない状況ですから、まずは教員の働き方、処遇をしっかりと改善しようというところに重点を今置いていきたいと思っています。

そこが少しでも改善されてきて志願者が増えてきたところで、本当に増員が必要というアクションになっていくと思いますので、ここで教員の増員まで請願してしまうと本当に項目が盛りだくさんになってしまって、焦点がちょっとぼやけてしまうと思いますので、今回はこの教員の処遇改善に特化したものにしたという判断でございます。

参考人 : 那須委員。

那須委員：私からは数があるので一つ一つ確認しながら質疑させていただきたいと思います。

まず冒頭、請願の(1)と(2)、これはセットだという話は理解しました。

その中で、給特法の廃止という請願がなされていますが、この前の委員会で教育長から話を聞きました。

給特法の見直しということで今4%から上は13%まで考えているという話があり、教育長もこの見直しは必要だという話がありました。

請願者は廃止ということを行っていますけれども、例えば4%、5%、13%まで上がるという見直しがあれば、この請願については変わるのかということの一つ。

委員長：参考人。

参考人：教職調整額が増額されることについては、否定するものではないですが、一番のネックは、教職調整額が増額されても、労働時間が減らないのです。

やはり戻るところは、それで家庭や命を犠牲にしている人がいるところが変わらないところがネックなので、請願としては、文言そのものは精査されると思うのですが、やはり廃止する方向でないと教員の命と家族は守れないという視点、そこが変わらない限り、解消されない限りは、請願内容は変わらないです。

委員長：那須委員。

那須委員：そこでですが、「(1)給特法の廃止及び適正な時間外手当の支給を行うこと」とあるのですが、この「適正な」ということはどういう状態が適正なのかということを知りたい。

例えば、時間外労働した分全部を支払ってほしいということか。

委員長：参考人。

参考人：まず「適正な」という言葉の部分ですけれども、労働者としてみなした場合の適正なという意味ですので、一般企業のように労働基準法が適用されている状態と同じ考えを教員にも適用していただきたい。

つまり、時間外もやった分だけ払ってくれということではなくて、本当にこれ以上働かされないから止めさせるとか、業務を分担するとか、そういったところを確実にやっていただきたいという意味です。

そうすると適正な勤務時間になっていくと思われまますので、そうすると、一労働者として扱っていただけるのかなという意味でございます。

委員長：那須委員。

那須委員：先ほど岩淵優委員も言った「実質的には教職員調整額以上の残業をしているにもかかわらず、適正な時間外勤務手当が支給されていません」というところですが、この状況

というのは実態的にほとんどの教職員の方がそういう状態のか、一部の方なのか、その辺の勤務状況はどのようになっているのか。

委員長 : 参考人。

参考人 : 平均すると、先ほど申し上げたように60時間になるのですけれども、やはり人によっては、定時で帰れる方もいますし、もちろん経験値が上がってくれば、その分授業の準備とか生徒対応とかもスムーズになっていきますから、そういった意味では、勤務時間内に勤務を終える方もいますし、やはり中には夜遅くまで、次の日の準備であったり、児童生徒対応、またはその対応後の報告書のまとめとか、そういったもののほかに土日の活動の帯同などということで、本当にばらつきがありますので、教職調整額4%は一律支給されているのですけれども、中にはほとんど時間外勤務をされない方もいます。それは実態としてはあります。

分掌に偏りがありますので、年齢が上がってきた方に、例えば児童会、生徒会担当というのはなかなかお願いしにくいとか、やはり若手の育成も含めて、分掌は若い方に多くなっていくというのはよくある話ですので、そういった意味では、時間外勤務が短い方も中にはいらっしゃるの事実です。

委員長 : 那須委員。

那須委員 : 具体的にしない人の割合はどのくらいか。

委員長 : 参考人。

参考人 : 割合としては、半分はいないです。  
明らかにかなり少数です。  
感覚としては1割とか2割とかと思います。

委員長 : 那須委員。

那須委員 : なぜ聞いたかということですが、1割の方というお話がありましたけれども、生活給という表現が正しいかどうか分かりませんが、教員として給料をもらっているほかに俸給の月額4%をプラスした分、残業がない状態で勤務している中で生活給として捉えているということからすると、教職員の方の請願なので教職調整額4%分を廃止しないで、教職調整手当の部分はいただきたいという考えがあるのかもしれないということで聞いただけです。

委員長 : 参考人。

参考人 : 教職調整額は、簡単に言いますと残業ゼロでも支給されるというのは最初の前提です。

簡単に言うとその時間外勤務も命じることができるのが4つあって、それがいわゆる4%相当だという見方ですから、実は全員定時に帰っても何の問題はないのです。

委員長：那須委員。

那須委員：持ち帰り残業とか、部活動の関係などやっているところとやっていないところがあるということですが、それで気になったのは校長や教頭の判断ということですが、校長は、例えば一関管内なり県南だけではなくて、県北とか岩手県全体で異動しますよね。

ということは、校長の考え方がこちらではやっているが、県北にいったときにやっていないところについては校長が積極的にこれはやはり時間外勤務として見ていいというような判断をするような状態になるのか。

これは必要ないから今まで支給してきたのを逆にやらないとか、そういうことが話の中では校長の判断ということでしたが、県内ではそういったことがまかり通るのかお聞きします。

委員長：参考人。

参考人：一言で言うとまかり通っています。

学校によって地域によって、学校の動きが全然違う、統一されていないです。

委員長：那須委員。

那須委員：こういった要望や協議は、場を設けて組合と市教育委員なりとの話合いや交渉はしているのでしょうか。

委員長：参考人。

参考人：一関市教育委員会と給特法の廃止や、文部科学省のできる業務削減についての話合いは行ってはおりませんが、一関市教育委員会のほうで変えていただくという部分ではなくて、国のほうで変えていただく部分になるので、やるとすれば、一関市教育委員会にはぜひ国にこういうことを伝えていただきたいという要望の中の一つにはなってくるのですけれども、実際にこれについて話し合う場は設けておりませんでした。

委員長：那須委員。

那須委員：今の話に基づいて、請願はもちろん国に対して、文部科学省に対してというのは理解しながら請願審査をしているつもりですが、やはり国に対しての請願にしても、やはり市なり県なりという単位で、あくまでも岩手県教職員組合県南支部ということではあります。しっかりこの辺は市とも、先ほど奥州市でやっているとか一関市でやっていないとか、同じ県南支部なので、そういった内容の話というのは必要ではないかという意

見で終わります。

委員長：休憩します。

( 休憩 11:02~11:02 )

委員長：再開します。  
ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、参考人に対する質疑を終わります。  
書記長の佐藤智也さん、お忙しいところ、御出席いただき、ありがとうございました。  
休憩します。

( 休憩 11:03~11:05 )

委員長：再開します。  
請願第6号の審査の進め方について協議いたします。  
御意見のある方は発言願います。  
休憩します。

( 休憩 11:05~11:05 )

委員長：では再開します。  
菅原委員。

菅原委員：前回、市教育委員会から聞き取りをして、分からないことがあったので、請願者の方から直接御意見を賜りたいということで、調査をお願いいたしました。

本日、参考人から詳細に内容をお聞きできましたので、私はこのまま採決に移ってよろしいかと思えます。

委員長：ほかに意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、協議を終わります。  
お諮りいたします。  
菅原委員から発言のとおり請願第6号については、本日採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう進めてまいります。  
請願第6号について、お1人ずつ意見の発表をお願いします。  
那須委員からお願いします。

那須委員: この間、教育長並びに直接、教職員組合の県南支部の書記長からもお話がありました。  
請願の中身について本文と請願の項目に2項目あるわけですが、あくまでも請願者は、2項目がセットだという話もある中で、教育長からは給特法の廃止というより見直しが必要だという話があり、岩手県教職員組合県南支部の書記長からは、見直しについては否定するものではないという話もいただきました。  
私の意見は、請願がセットだということであれば、給特法の廃止でなくて、やはり見直しの方向、それから教職員組合としても今後も、県内、県南の対応が違うということがあるのであれば、その辺も独自に各教育委員会等との協議も進めていただきたいと思います。この請願につきましては、廃止及びその他の項目についての分については、私は反対をする立場であります。

委員長 : 門馬委員。

門馬委員: 私は給特法を廃止、改正というのは、かなり抜本的な改正ということで、超勤の部分も出てきているので、それが給特法によって妨げられている部分もあるから廃止というような考え方を取ったというように取りました。  
それから教員の勤務について、忙しくてブラック状態とよく言われていますけれども、にもかかわらず時間外の実態も反映できない、給与に反映できない状況ということもあります。  
それから長時間労働を解消していくなど勤務条件の改善を図っていかないと、なかなか教員希望者の減少を止められないということも考えられますので、私は今回はこの請願については賛成します。

委員長 : 岩淵委員。

岩淵委員: 様々参考人からお話をお聞きして、教育現場、学校、まだまだ改善しなければいけないし、改善途中といいますか、そういうことで国が様々指針を出しても、その学校、校長単位でいろいろな事情があると思うのでなかなか業務削減は厳しい状況にあって、まだまだ改善、変革をする余地がある中で、いきなり給特法の廃止というのを持ってくるのはいかがなものかと思えます。  
中央教育審議会も時間をかけて議論をして文部科学省に答申をしている。  
文部科学省が来年の通常国会に給特法の改正案を提出する段階までできました。  
当然、来年度、令和7年度予算の概算要求も大筋出ていますので、そういう中で今、

国が学校の先生の大変さをよく理解している中で、まずは給特法を足がかり、改正を足がかりにして、次に進もうとしている。

そういう中でこの給特法の廃止というのは、ちょっといかなものか。

それを地方議会として、請願を審査して、国に提案していくということは、これは一つ大きな流れの中から見ると適切ではないと。

請願審査の基本は、妥当性があるのか、実現性があるかというのが請願審査の基本ですので、これらを鑑みたときに、この請願については非常に無理があると私は思います。

あとは先ほど来、今日の参考人のお話を聞いても、地域や学校単位での取組にばらつきがあるので、ここはしっかりしていかないと単純に法律を廃止するとか何とかということでは済まされない。

あくまでも目的は子供たちの未来のために、どのように先生方がゆとりを持って接して、豊かな教育をしていけるかというところが肝だと思うのですよ。

そこをきちんと見つつ、どうするのかというその原点のところを見失ってしまうと、単に給特法廃止とか、適正な時間外手当とか、そういうところには結びつかないと思います。

10%から20%の方は、俗に言う時間外勤務をやっていない教職員の方もいると言っていましたので、様々だと思うのです。

ですので、今回の請願につきましては、私は反対、不採択という立場であります。

以上です。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：いろいろなお話を伺った中で、給特法4%から10%、15%に上げても、労働時間の短縮にはつながらないということでありました。

今本当に子供たちも行きづらい中、いじめ問題、不登校問題、様々学校の中でもあります。

先生方が本当にゆとりを持って子供たちに接することができなければ、いい教育、子供たちにいい授業をしてあげることができないと思っています。

本当は教員が増員になればというをお話をしましたら、まずは処遇改善をしていかないと先生になろうという方もいらっしやらないということだったので、私はこの給特法の廃止という今回の請願に対して賛成の立場を取りたいと思います。

委員長：菅原委員。

菅原委員：給特法の廃止という今回の請願に対して、やはり初めはとても唐突な思いがいたしましたので、私自身も教職というものに対して、時間やお金で計れない崇高なお仕事だという思いをしておりましたので、給特法があって当たり前という観念でおりました。

しかし、今日、先生方が御多忙を極めているという現状をお聞きして、そして、実は私自身も何人かの組合に入っておられない先生のお話をお伺いいたしました。

そして、学校の現場の業務の多さ、私自身は小学校に9年間勤めていたのですが、や

はりそのときも先生方は忙しかったのですが、その頃と比べて業務は全く減っていないのにもかかわらず、あれもやれそれもやれ、これもやらなくてはいけない、先生方は本当に教育愛にあふれていて、そして真面目な方が多いですから一生懸命業務に向き合っておられるということも感じました。

そういう中で、現場の先生方が、まずこの給特法をなくしてくださいと。

自分たちはお金が欲しいのではなくて、命が欲しいのだ、自分自身の健康を守りたいのだという声、様々な現場のお話を聞く中で考えがまとまりました。

今回は現場の先生方の思いが給特法を廃止してほしいというのが、この学校現場を変えていく端緒になっていくのであれば、私は今回の請願に賛成をしたいと思います。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：私はかつて、学校の教職にある先生は、先生という立場で、例えば学校でびんたを食らう、げんこつを食らう、家へ帰ってたたかれたと言うとお前が悪いことをしたから駄目なのだ、そういう教育が私ども幼少のみぎりは当たり前だった。

今日の佐藤書記長の話聞いても、聖職という捉え方が大分後退してきて、労働者という捉え方が前面に出てきているというように私も考えました。

それで皆さん、今回の請願に対しては趣旨妥当という考えが多いようではすけれども、私的には、やはり今回も趣旨妥当ではなくて、国が中央教育審議会を通して、そして文部科学省においても、新たな改善策を発表するという段階にある中で、一関市議会教育民生常任委員会としては、もう少し様子を見るべきではないかと思ひまして、趣旨には賛成できないという立場でありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：いろいろお話を聞きまして、私は1番、2番の総合する中でいわゆる給特法のお話がありましたが、廃止というのはまさに廃止だと思います。

なぜかといえば、給特法を例えば4%、今政府が言っている10%ないし13%と言っていますけれども、これになったとしても働かせ放題というのは続くのです。

これは間違いないと大体はそうだと思う。

というのはなぜかという、いわゆる縛りがないというところなのです。

だから、いわゆる廃止して、労働基準法を適用していくという中身だと私は理解しています。

それで先ほどお話がありましたけれども、先生がいわゆるいまだの奉仕者、聖職者という方もおります。

先生は労働者です。

だから、私どものときの親は聖職者とかそういった考えでもっていたのです。

だから、労働者という感ではないのです。

だから、いわゆるその対応としての給特法が現れているということも背景にあると思うのです。

だから、その辺で、この請願はやはり今あつてきているというよりも、いわゆる教育現場の変化というのは、言い続けると変化しない、いつも言っていますけれども、ゆとり教育を言い続けてゆとりの教育が始まった時点ではもう遅いという、今ゆとり教育が見直されている。

元に戻そう、教科書が厚くなった、教えることも多くなった。

その当時のゆとり教育をすればこういうことが起きていないということを見ると、今こういうように、国に対して請願を上げることによって改善を図る、いわゆる時間がかかるのですが、諮る段階を間違えると改善されたときはもう遅いという状況に教育現場はそうなっています。

これは文部科学省も大体理解していると思うのですが、そういうことで文部科学省、今いろいろお話をなさっている。

教育委員会は教育委員会の中で言い切れない部分があります。

先ほど校長先生の話がありましたけれども、校長先生は管理者なのでばらつきがあつたりしますので、その辺はあまり校長先生の批判はしないほうがいいと思うのですが、いずれにしても、そういうように労働基準法を適用していく、なぜ適用するのかということ、今回の請願で私たちは学んだと思います。

これをしっかり理解していくことが、私は重要と考えまして、これは今、上げていくということで、賛成の立場でございます。

委員長：そのほか御意見ございませんか。

岩渕委員。

岩渕委員：給特法の廃止と業務改善の削減ですが、セットという話を先ほど言っていましたけれども、今回、文部科学省の令和7年度予算の概算要求の中で、教職員の処遇改善というところがあつて、学級担任への加算とか、管理職手当の改善など具体的に入ってきているのです。

だから、給特法の話だけではなくてそれ以外のところも増額するということと、あとチーム学校という考え方で、学校の先生だけではなくて、いろいろな学校の先生を、学校を支援するために様々な体制を強化しています。

人というところも打ち出しておりますので、そこを総合的に見ることも大事ではないかと思ひます。

これは意見ですので、よろしくお願ひします。

委員長：ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、意見を終わります。

討論される方はいらつしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、討論を終わります。  
お諮りいたします。  
これより採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、これより採決を行います。  
請願第6号、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願について、採択することに賛成者の挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長 : 挙手多数です。  
よって、請願第6号は、採択すべきものと決定しました。  
ただいまの審査の報告については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。  
次に、この請願は意見書を提出する旨の請願ですので、意見書の提案について協議いたします。  
請願は、満場での賛成ではありませんので、会議規則第14条第1項の規定に基づき、発議となります。  
意見書案の作成については、提出者を委員長とし、賛成者には本請願の採択に賛成の委員とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。  
会議終了後に、意見書案について協議をいたします。  
以上で、請願第6号の審査を終わります。  
以上で、請願審査を終了いたします。  
以上で、本日の委員会を終了いたします。  
御苦労さまでした。

( 午前 11 時 26 分 終了 )